

B 議案第 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

提出者	敦賀市議会議員	和 泉	明
賛成者	同	立 石	武 志
同	同	山 本	貴美子
同	同	今 川	博
同	同	大 塚	佳 弘
同	同	今大地	晴 美
同	同	前 川	和 治
同	同	三 國	真 弓

## 敦賀市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年敦賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、議員の期末手当の額の改定を行いたいので、この案を提出する。